

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 26 固定資産の減損損失に係る税効果会計の適用

今回も前回同様、監査委員会報告第 70 号「その他有価証券の評価差額及び固定資産の減損損失に係る税効果会計の適用における監査上の取扱い」に基づいて解説いたします。

固定資産の減損損失に係る将来減算一時差異についての繰延税金資産の回収可能性は、監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（以下、66 号。）によって判断することになります。

そのため、当該将来減算一時差異がスケジューリング可能な一時差異であるか否かの判定が必要になります。

判定の結果、スケジューリング不能な一時差異と判定されたものについては、66 号の 5. (1)①（期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得を每期計上している会社等）を除き回収可能性はないと判断することとなります。

スケジューリングの可能性の判定に当たっては、減損損失を計上した資産が償却資産であるか非償却資産であるかにより、以下のように取り扱うこととされています。

（1）償却資産

償却資産とは、減価償却計算による費用化を予定している固定資産であり、代表的なものとして建物が挙げられます。

償却資産に係る将来減算一時差異は、通常、減価償却計算を通して解消されることから、スケジューリング可能な一時差異と考えられます。

2012/10/26 号で解説しましたとおり、66 号では、建物の減価償却超過額に係る将来減算一時差異など、解消年度が長期となる将来減算一時差異については、「企業が継続する限り、長期にわたるが将来解消され、将来の税金負担額を軽

減する効果を有する」ため、通常の将来減算一時差異よりも回収可能性ありと判断される範囲を広げています。

しかしながら、減損損失は、「その本質が減価償却とは異なる性質のものであり、臨時性が極めて高く、かつ、金額も巨額になる可能性が高い」という理由から、上記の建物の減価償却超過額に係る一時差異と同様な取扱いを適用しないものとされていますので、ご注意ください。

つまり、例えば 66 号の区分③に該当する会社については将来の合理的な見積可能期間（おおむね 5 年）内の課税所得の見積額を限度として、当該期間内の一時差異等のスケジューリング結果に基づいて回収可能性を判断することになります。

（2）非償却資産

非償却資産とは、減価償却計算による費用化を予定しない固定資産であり、代表的なものとして土地が挙げられます。

非償却資産にかかる将来減算一時差異のスケジューリングは、売却等の予定がある場合はそれによることとなります。

ただし、例えば、減損対象となった土地等が工場用地として現に使用中であるような場合、当該土地等を売却する予定があったとしても、その使用状況からスケジューリング不能な一時差異と判定される可能性があります。

売却等の予定がある場合は、その合理的かつ詳細な計画があり、それが重要な経営意思決定機関で承認が行われていることが確認できる資料等、当該一時差異が解消されるためのより具体的な資料を用意しておくべきでしょう。

（2012/12/25（年末号）より）